

京都市告示第259号

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

令和5年8月1日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

祇園商店街振興組合 景観委員会

2 地域景観づくり計画書の認定年月日及び番号

令和5年8月1日 第計015号

3 地域景観づくり協議地区の名称

祇園四条地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市東山区中之町の全部、同区川端町の一部、同区廿一軒町の一部、同区祇園町北側の一部及び同区祇園町南側の一部

5 景観の保全及び創出の方針の概要

(1) 美意識の共有・商店街の景観づくり

これまで祇園が培ってきた“美意識”を共有していくため、協議の機会を設けることで、当地に相応しい景観の形成を目指します。

(2) 参道に相応しい景観づくり

清々しい参道やもてなしの感じられる商店街として、「心と心のやり取り」を感じることができる人々の営みや上品なまちの環境を守り、参道に相応しい景観を向上的に維持していくことを目指します。

(3) 持続可能なまちづくり

コミュニティづくりと安全安心の確保の両輪で、持続可能なまちづくりを目指します。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

令和5年8月1日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（都市計画局都市景観部景観政策課）